

郷土の古文書

「その6 入会山争論(2)」

解説

秋留台地の農地もますます開発が進み、田畑の肥料にするまぐさ稗の不足は深刻度を増してきました。そのため二宮村他6か村の人達はおおぐの ふかさわ大久野や深沢の山へ稗を取りに入ったところ、争論が起きました。稗場とは、村人が生活するための物資(家畜の飼料・田畑の肥料にする草、屋根に使う萱、燃料の薪炭等)を得るために共同で利用する山野をいいます。この古文書は、二宮村他6か村が大久野村と深沢村を相手取り、訴えてた事による裁許状の写です。

裁許状の内容

- 一、慶安二年(1649)の大久野村と平井村・伊奈村のいりあいやま入会山争論の時、大久野山はうんじょうば運上場(雑税を賦課された場所)に定められ、代官より30余か村へこふだ古札を出しているが、その札には「山入の時節10月(現在の11月頃)」と書かれており、稗・なわしろぐさ苗代草を採る時期とは異なって、かや萱刈取りのための裁許状である事は明らかである。
- 一、右の証文で大久野山に入合っている村々は、大久野、平井、伊奈、さんない三内、こづくえ小机の5か村で、訴えている7か村は記されていない。
- 一、深沢山は前々から入来たる村々はあるが、二宮村他6か村は加わっていない。

以上のことから訴えてた7か村の言い分はいわれなき事で、今まで通りのやり方を守るよう言い渡され、二宮村他6か村の敗訴で決着をみたのでした。

武列多摩郡二野宮村即多村平次村小川村池美村平福村
 取五村と同郡大久野村池沢村栗刈陽浦諸ヶ草今此の
 事又在七ヶ村大久野山入秣刈掃ヶ由政所之三振七ヶ年
 以前大久野山運上場相定別坂御代宿舎三振餘村御主
 直札之文言十月之記之上元平為直札事分昭々然
 今又秣苗代美等掃草尙七ヶ村百姓ノ和難立是又平女
 事申大久野村之平井村修永村秣山錫ヶ付宮城越前縣
 新産物御事是為三ヶ川之邊取宮法高良ノ役亦勘是ノ後
 此ノ道巡検大久野平井修永三内小札以之五ヶ村一為入舎也
 今載以統文之而七ヶ村之載之次之此後山ノ儀ハ入事村
 海ノ有之七ヶ村ハ互相加る能ハ別方ハ七ヶ村百姓所所
 一向之留事ハ公承先叙ノ趣可守以被統繪界今裏書
 三方ハ下至ハ可透托若也

貞享三年 寅正月十日

仙 聖永
 長 伯春
 又 飯前
 小 安房
 甲 茂後
 本 漢路
 坂 内託
 又 安藤

武州多摩郡二野^(二)宮村野邊村平沢村小川村油平村牛沼村雨間村与同郡大久野村深沢村草刈場諍論之事令糺明処右七ヶ村大久野山江入秣刈採之由雖訴之三十拾七ヶ年以前大久野山運上場ニ相定刻從御代官^(折カ)三拾余ヶ村へ出置古札ニ^{やまいり}山入之節十月与記之上八元来為萱札事分明ニ候然ニ今又秣苗代草等採来旨七ヶ村百姓申所難立且又慶安年中大久野村与平井村伊奈村秣山論ニ付宮城越前北條新蔵猪飼半左衛門黒川与兵衛雨宮次郎左衛門設楽勘左衛門彼地江遂巡檢大久野平井伊奈三内小机以上五ヶ村可為入会由令裁断証文之面ニ七ヶ村不^(裁カ)裁之次ニ深沢山之儀ハ入来村々銘々有之七ヶ村ハ不相加間然ニ則方々以七ヶ村百姓所訴一向不謂事ニ候弥先規之趣可守仍^(為脱カ)而後証絵図令裏書三方^{江下}置之間不可違犯者也

貞享三年寅正月十四日

仙 和泉
彦 伯耆
大 備前
北 安房
甲 飛驒
本 淡路
坂 内記
大 安藝

武州多摩郡二宮村野邊村平沢村小川村油平村牛沼村雨間村と同郡大久野村深沢村草刈場争論の事糺明した処、右の七か村は大久野山へ入り、以前から秣を採ってきたと訴え出たけれども、三十七か年以前大久野山を運上場に定めた時、御代官より三十余か村へ出し置いた古札に「山入りの節十月」と書かれていたことから、元来萱札の事を言っていることは明らかである。それなのに、今また秣・苗代草を以前から刈り取っていると申すは筋が立たない。慶安弍年(一六四九)の大久野村と平井村・伊奈村の秣山論の時、宮城越前守他六名の方々が巡檢を遂げられ、大久野・平井・伊奈・三内・小机の五か村は入会村であると裁断し、その時の証文に、訴え出た二宮村他六か村は載せていない。また深沢村の申すには、入来る村々の中にやはり七か村は加わっていない。よつて、七か村の訴えはいわれなき事で認める事は出来ず、前々からのしきたり通りに守ること。後のため絵図を裏書して三方(大久野村と深沢村と二宮村他六か村)へ証文を下し置くので違犯をしてはならない。

(一六八六)

貞享三年寅正月十四日

仙 和泉
彦 伯耆
大 備前
北 安房
甲 飛驒
本 淡路
坂 内記
大 安藝

